

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年 8 月10日	
【会社名】	マツダ株式会社	
【英訳名】	Mazda Motor Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小飼 雅道	
【本店の所在の場所】	広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号	
【電話番号】	(082)282-1111	
【事務連絡者氏名】	財務本部長 前田 真二	
【最寄りの連絡場所】	広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号	
【電話番号】	(082)282-1111	
【事務連絡者氏名】	財務本部長 前田 真二	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	50,000,031,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月10日に四半期報告書（第152期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年8月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「平成30年3月期第1四半期（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成30年3月期第1四半期（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第151期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月27日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第151期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第152期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月27日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年8月10日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年8月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。